

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	2	府省庁名 総務省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	放送ネットワーク災害対策促進税制の延長		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象者 ラジオ放送事業者 2 対象設備 災害対策のために取得した予備送信設備等（送信機、電源設備、アンテナ等） （自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る） 3 特例措置 固定資産税：課税標準3／4（取得後3年間） 4 適用期間 2年間（平成28年4月1日から平成30年3月31日） <p>・特例措置の内容 適用期限を平成32年3月31日までの2年延長する。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第15条第36項、地方税法施行規則第6条第63項 放送法施行規則第86条の2第1項、第101条の2第1項</p>		
減収見込額	[初年度] (▲5)	[平年度] (▲11)	[改正増減収額] (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 放送は、国民が安心・安全で豊かな生活を送る上で必要不可欠な存在であり、東日本大震災においても、特にラジオは、被害情報、避難情報の提供等国民の生命・財産の安全確保に極めて重要な役割を果たした。 首都直下型地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、こうした放送ネットワークの災害対策の強化について、放送事業者の自主的取組に委ねるだけでなく、災害時における情報提供を確実なものとし、国民の生命・財産の安全を確保する公共性・公益性の観点から、国として放送事業者等の取組を加速させる必要がある。 加えて、こうした放送ネットワークの災害対策の強化により、災害時のみならず平時においても、自治体による市政情報や観光情報の発信等、行政、医療、教育、産業、観光等の様々な分野で放送による地域密着型のきめ細かな情報発信の活発化がもたらされ、地域住民の生活の利便性の向上、地域経済の活性化に貢献することが期待される。 防災・減災に向けた取組についての閣議決定等については後述【参考1】のとおり。</p> <p>(2) 施策の必要性 災害時における情報提供を確実なものとし、国民の生命・財産の安全を確保する公共性・公益性の観点から、国として、放送事業者等による取組を加速させる必要がある。 加えて、放送ネットワークの災害対策の強化は、災害時のみならず平時においても自治体による市政情報や観光情報の発信など、行政、医療、教育、産業、観光等の様々な分野で放送による地域密着型のきめ細かな情報発信の活発化をもたらす、地域住民の生活の利便性の向上や地域経済の活性化にも貢献することが期待されるものである。国民の生命・財産の安全確保に必要な情報提供を維持・強化するためには、短期間で集中的に災害対策が実施される必要があり、そのため、本施策により、放送事業者等による設備投資へのインセンティブを付与することが必要である。</p> <p>(3) 延長の必要性 平成26年度税制改正により、民間ラジオ放送事業者における災害対策としての予備送信設備等の整備</p>		

を促進することにより、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上を図ることを目的として、「放送ネットワーク災害対策促進税制」が創設され、平成 28 年度税制改正により、2 カ年延長された。

租税特別措置の前提となる基幹放送設備等整備計画等（以下「設備整備計画」という。）の総務大臣の確認実績は、平成 28 年度中に 5 件あり、当該租税特別措置に係る適用期間は平成 29 年度までであるが、平成 30 年度以降においても当該確認の対象となる設備の整備が予定されている。具体的には、平成 30 年度において 10 事業者 16 局、平成 31 年度において 2 事業者 2 局が見込まれる（平成 29 年 5 月に、総合通信局等を通じ各民間ラジオ放送事業者に対して実施した調査結果に基づく。）。国土強靱化アクションプラン 2017 に掲げる AM ラジオの親局に係る災害対策等の目標は達成される見込みであるが、今後は、全国の AM ラジオの中継局に係る災害対策等が求められており、また、平成 28 年熊本地震等を契機に、情報収集手段としてラジオ中継局の整備に対するニーズが高まっている。

こうした状況を踏まえ、当該租税特別措置の適用期間を延長することで、放送事業者にニーズに応えることができ、併せて、設備災害時における放送による国民への情報提供を可能なものとし、引き続き地域の耐災害性の向上を図るとともに、放送を通じた地域経済の活性化も図ることが可能となる。

【参考 1】放送ネットワークの強靱化に関する政府計画等

(1) 国土強靱化アクションプラン 2017（平成 29 年 6 月 6 日国土強靱化推進本部決定）（抜粋）

第 3 章 各プログラムの推進計画等

【個別プログラムの推進計画】

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

※ 1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（「※」は重点化したプログラム。）

○ 地方公共団体や一般へ情報を確実かつ迅速に提供するため、防災行政無線のデジタル化の推進、Lアラートの加入促進、ラジオ放送局の難聴地域解消・災害対策の実施、防災拠点等における Wi-Fi 環境の整備推進、旅行者に対する情報提供、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化、準天頂衛星システムを活用した地震、津波などの災害情報の配信や避難者の安否確認、避難所の開設情報等の提供による情報提供手段の多様化・確実化を着実に推進する。

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

○ 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に中断しないよう、ラジオ送信所の移転、FM補完局や予備送信所の整備等の対策を実施するとともに、地域の災害対策や建築物の耐震化を推進する。

第 4 章 プログラム推進のための主要施策

6. 情報通信

（情報通信施設の耐災害性の向上）

○ 難聴地域解消・災害対策としてのラジオ中継局の整備に対する支援を行い、当該設備を推進する。

(2) 世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成 29 年 5 月 30 日閣議決定）（抜粋）

第 2 部 官民データ活用推進基本計画

I-1 官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針

I-1-1 (4) 成果の横展開

・ これまでの国や地方での着実な成果や、基本計画の具体的施策の実施により得られる成果については、我が国全体に展開することとし、「国から地方へ」、「地方から全国へ」の横展開を基本的な方針としつつ、「一億総活躍」、「働き方改革」、「地方創生」、「女性の活躍促進」、「国土強靱化」などの諸課題の解決に向け、官民データの利活用に関する取組を強化する。

(3) ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）（抜粋）

5. 「戦後最大の名目 GDP 600 兆円」に向けた取組の方向

(12) 国土強靱化、ストック効果の高い社会資本整備

（略）国土強靱化については、PDCA を徹底しつつ、「国土強靱化アクションプラン 2016」に定められた取組を着実に進める。特に、地域計画の策定・実施を促進するとともに、民間の主体的取組を推進する。大規模地震や多様な自然災害に対し、防災・減災の取組を推進する。（略）

	<p>(4) 経済財政運営と改革の基本方針 2017 (平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) (抜粋)</p> <p>第 2 章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重要課題</p> <p>2. 成長戦略の加速等</p> <p>(5) 国土強靱化・防災、成長力を強化する公的投資への重点化</p> <p>①国土強靱化</p> <p>「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン 2017」を着実に推進するとともに、同計画の見直しに向けた取組を本格化させる。(略)</p>
<p>本要望に 対応する 縮減案</p>	<p>—</p>
<p>ページ</p>	<p>2—3</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【総務省政策評価基本計画（平成24年総務省訓令第17号）】 V. 情報通信（ICT政策） 3. 放送分野における利用環境の整備
	政策の達成目標	災害時における被害情報や避難情報等の提供を確実なものとするため、放送ネットワークの災害対策強化を促進することとし、自然災害の被害を受けやすい場所（ハザードマップ等）に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率を平成30年度までに100%とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで（2カ年延長）
	同上の期間中の達成目標	災害時における被害情報や避難情報等の提供を確実なものとするため、放送ネットワークの災害対策強化を促進することとし、自然災害の被害を受けやすい場所（ハザードマップ等）に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率を平成30年度までに100%とする。
	政策目標の達成状況	自然災害の被害を受けやすい場所（ハザードマップ等）に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 平成27年度：55%、平成28年度：73%
有効性	要望の措置の適用見込み	18件（平成29年5月に、総合通信局等を通じ各民間ラジオ放送事業者に対して実施した調査結果に基づく。）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置の延長により、今後大規模災害等が見込まれる中で、ラジオ放送事業者において災害対策のため、送信所設備、予備送信設備等への追加投資が促進され、これら設備の整備によって、災害時における国民への情報提供手段の強化が期待され、また、地域の耐災害性のさらなる向上が期待できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○放送ネットワーク整備支援事業 被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、 ①放送局の予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備費用 ②ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備費用 ③ケーブルテレビ網の光化等の整備費用 の一部を補助 (1) 平成29年度当初予算額：10.1億円の内数 (2) 事業主体、補助率：地方公共団体 補助率1/2 第3セクター、地上基幹放送事業者等 補助率1/3
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	災害時における国民の生命・財産の安全確保に必要な情報が適切に提供されるよう、災害リスクを考慮した放送設備の災害対策の強化等を、制度、予算及び税制の対応を併せて、総合的に推進するもの。 特に、災害対策は、いつ起こるかかわからない大規模災害への備えとして推進するものであり、可能な限り早期における対応が求められるところ、本特例措置は、固定資産税の負担を軽減することにより設備投資負担を軽減するものであり、事業者における多額の設備投資を前倒しして実施させる効果が期待されるところである。
	要望の措置の妥当性	首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、災害時における国民の生命・財産の安全確保に必要な情報の提供を確実なものとすることは、公共性・公益性の観点から国として取り組むべき課題である。 ラジオ放送事業者における災害対策の早期対応を促進するためには、早期の設備投資を促進するためのインセンティブを付与するとともに、減税分による更なる追加投資の意欲を喚起する税制上の特例措置が政策上有効であり、その恩恵は災害時における国民の生命・財産の安全の確保につながるものであり、妥当性がある。 また、本特例措置により災害対策が早期に実現され、災害等においても国民の生命・財産等の安全のより確実な確保に資することが見込まれるため、必要最小限の措置として、税収減を是認できるものと考えられる。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 28 年度 5 件（本制度の前提となる、放送法施行規則第 86 条の 2 第 1 項又は第 101 条の 2 第 1 項の規定に基づき総務大臣の確認を受けた基幹放送設備等整備計画又は基幹放送局設備整備計画の件数） 平成 29 年度 2 件（うち 1 件は審査中）</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、災害対策としての送信所整備、予備送信設備等の整備は、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、国民の生命・財産の安全を確保する観点から喫緊の課題である。東日本大震災の際、長時間の停電発生時の情報入手手段がほぼラジオに限定されたという経験を踏まえ、ラジオ送信所の強靱化が最重要であるが、平成 28 年度末現在で自然災害の被害を受けやすい場所（ハザードマップ等）に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率は 73%であり、対策が行われているものの、平成 30 年度までに 100%にするため対策をさらに加速させることが必要。</p> <p>この対策のために必要な設備の取得に係る税制の特例措置の適用により、ラジオ放送事業者の投資を誘発し、災害対策等の早期実施を促すことを通じて、上記整備率の目標を達成することができ、もって、災害発生時に放送が途絶するリスクを限りなく 0 に近づけるとともに、災害発生後も引き続き国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上に資するもの。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>災害時における被害情報や避難情報等の提供を確実なものとするため、放送ネットワークの災害対策強化を促進することとし、自然災害の被害を受けやすい場所（ハザードマップ等）に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率を平成 30 年度までに 100%とする。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>本目標は、国土強靱化基本計画（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定）及び国土強靱化アクションプラン 2017（平成 29 年 6 月 6 日国土強靱化推進本部決定）に記載され、国土強靱化の取組の重要業績指標として推進しているものであり、災害発生後も引き続き国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上を図るとい本税制の政策目標の達成が、国土強靱化の取組に資するものであることから、より適切に測定することができる指標であるため設定。</p> <p>平成 28 年度末現在で、当該整備率は 73%であるが、平成 30 年度までに 100%とすることを目標としており、引き続き、予算及び税制の対応を併せて、総合的に推進予定。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 26 年度 制度創設 平成 28 年度 制度延長（2 カ年）</p>
<p>ページ</p>	<p>2—5</p>